

一般財団法人日本フットサル連盟 慶弔規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人日本フットサル連盟（以下「連盟」という。）の役員及び会員等の相互の親睦及び連絡を保つために慶弔に関して、必要な事項を定めるものとする。

(範囲)

第2条 この規程の適用を受けるものは、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、連盟定款第4章の評議員及び第6章の役員とする。
- (2) 会員とは、連盟に登録する選手等とする。

(祝意)

第3条 連盟の役員又は会員が、国及び自治体（叙勲等）並びに公益財団法人日本サッカー協会等（FIFA, AFC, JFA）の表彰の栄誉に浴したときに記念品を贈呈する。

- 2 前項において、必要あるときは祝賀会を開催することができる。

(弔慰)

第4条 連盟の役員又は連盟事業実施中に会員が死亡したときは、花輪あるいは生花又はこれに相当する香典をおくり弔慰を表す。

- 2 連盟の役員の配偶者、父母、子が死亡したときは、弔電をおくり弔慰を表す。

(届出)

第5条 前記各条に該当する場合は、該当者若しくは関係者が連盟事務局長に届け出るものとする。

- 2 事務局は、年度ごとに届出された内容及び連絡先を保管する。

(雑則)

第6条 前記各条に掲げるもののほか専務理事が必要と認めるときは、慶弔の意を表すことができる。

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附 則 この規程は、平成22年5月16日より施行する。
 この規程は、平成24年6月30日より施行する。